

F S C 中核的労働要求事項に関する 方針声明

- 一、児童労働については、これを使用しない
- 一、あらゆる形態での強制労働はこれを排除する
- 一、雇用及び職業において、差別がないことを保証する
- 一、結社の自由と団体交渉権はこれを尊重する

2024年4月1日

志津川建設株式会社

代表取締役 芳賀 英則



この声明は弊社ホームページの経営方針に列記する